

PHR アプリを活用した保健事業・特定健診受診勧奨・  
データヘルス計画中間評価データ分析業務委託仕様書

本業務の履行にあたっては、本仕様書に定められた内容に基づき実施するものとする。

## 1. 業務名

PHR アプリを活用した保健事業・特定健診受診勧奨・データヘルス計画中間評価データ分析業務

## 2. 業務の目的

第3期大和郡山市国民健康保険データヘルス計画では、当市における健康課題として40～64歳の特定健診受診率が低迷していること、メタボリックシンドローム該当者の割合が奈良県と比較し高いことが挙げられている。本業務は被保険者が主体的な健康管理を習慣化すること、および特定健診の受診により生活習慣病の重症化予防ならびに健康意識の向上を目的とする。

また、本業務を一体化することで、データ連携を効率的に実施でき、PDCAサイクルの物理的・時間的短縮が可能であること、加えて、パーソナルヘルスレコード（PHR）を活用した個別最適化な受診勧奨が可能となる。さらに、レセプト等の医療情報を統合的に分析することで、第3期データヘルス計画の中間評価を精緻に行い、次期計画策定や保健事業の改善に資するエビデンスを構築する。

## 3. 業務内容等

本業務は次のとおりとする。

### ① PHR アプリを活用した保健事業

#### (1) 利用対象者

満20歳（年度末年齢）以上の大和郡山市国民健康保険に加入するもの

#### (2) 基本事項

- 1.AppStore 及び GooglePlay からアプリをダウンロードすることができ、ダウンロードにあたっては、利用者にアプリの購入費用が発生しないこと。
- 2.スマートフォン（Android OS、iOS）で動作が可能であり、OS等のバージョンアップがあった際も可能な範囲で配慮すること。
- 3.ヘルスケアアプリ（iOS）及びヘルスコネクタアプリ（AndroidOS）と連携して、歩数、体重、睡眠時間、血圧に関する情報を反映でき、歩数は効果比較のために取得可能な範囲の過去データを反映できること。
- 4.利用者を、ID等の一意な値で管理できること。
- 5.登録利用者が、居住／転居や資格喪失等により、事業対象者ではなくなった際、わかる仕組みがあること。
- 6.本アプリを一度アンインストールした利用者が、再インストールした際も、利用者が引

き続き本事業対象者である場合は、従前に作成したアカウントが有効である場合は、従前のデータを引き継ぎ利用可能であること。

7.利用登録に際しては、氏名、生年月日、性別を設定できること。

### (3) アプリ機能

アプリの機能として、下記に定める機能を有すること。

#### i. データ記録

(ライフログデータ)

1. 利用者が、利用者自身の入力により、以下のデータを登録し、アプリ内で表示できること。

歩数、体重、体温、血圧、血糖値、睡眠時間、食事管理

2. 利用者が所持する、ヘルスケアアプリ (iOS) 及びヘルスコネクトアプリ (AndroidOS) と連携可能な計測機器にて記録した以下のデータを収集し、アプリ内で表示できること。

ヘルスケアアプリ (iOS) : 歩数、体重、体温、血圧、血糖値、睡眠時間

ヘルスコネクトアプリ (AndroidOS) : 歩数、体重、血圧、睡眠時間

3. ヘルスケアアプリ (iOS) 及びヘルスコネクトアプリ (AndroidOS) と連携して得られる利用者の登録以前の以下のデータにおいても、アプリ使用開始時に取得可能な範囲でデータ反映させられること。

ヘルスケアアプリ (iOS) : 歩数、体重、体温、血圧、血糖値、睡眠時間

ヘルスコネクトアプリ (AndroidOS) : 歩数、体重、血圧、睡眠時間

4. 連携に要する利用者の所持するアプリ (ヘルスケアアプリ (iOS) /ヘルスコネクトアプリ (AndroidOS) /Fitbit) について、事業期間内に提供元のサポートが終了することが確認できた際は、受託者は後継アプリへの連携等の対応方針を提示し、委託者との協議を行うこと。

5. アプリ上で収集した利用者のライフログデータを日、週、月の単位でグラフ化し、利用者がアプリ上で確認できること。

(特定健康診査等データ)

6. 受託者は、事前に発注者が提供する国保データベース(KDB)から出力された特定健康診査受診情報 (FKAC163 等) を、アプリに反映することができること。

7. 大和郡山市国民健康保険に加入する利用者が健康診査受診情報を確認できること。

(健康行動)

8. 利用者はアプリに設定されている健康行動から任意の項目を選択し、選択項目の達成状況が確認できること。

9. 委託者は受託者と協議の上、任意の健康行動を項目追加できること。

10. 健診結果項目の値に応じて、健康行動をレコメンドして表示ができること。

#### ii. 通知機能

1. 委託者と受託者で協議の上決定したお知らせやイベント告知、特定健診受診勧奨通知などの内容を、アプリ内のお知らせ機能（プッシュ通知等）もしくはメールで配信することができること。
2. プッシュ通知の受信有無は、利用者が任意に設定変更できること。
3. アプリ配信メールの受信有無は、利用者が任意に設定変更できること。
4. 委託者が発信する内容と、受託者が発信する内容を利用者が区別できるよう、お知らせ機能（プッシュ通知等）もしくはメール配信は、アイコンや名称等を設定して配信できること。

### iii. 記事機能

1. 各種健康情報に関する記事の配信をアプリ内でできること。
2. 出典がある情報については、それを明示し、医療に関する内容は医師などの専門家による監修を受けること。
3. 利用者個人の属性情報（年代・性別や健診情報等）から、利用者個人に応じて適切な記事配信ができること。
4. 1週間で5件以上の新規記事の配信を行うこと。また、新規記事は健康情報の出典を明示し、専門家監修を経た信頼性の高い情報であること。
5. 3ヶ月ごとに内容や頻度について、利用者の過去の反応等を考慮し、委託者に提案を行うこと。
6. 利用者はすべての配信記事を対象に、アプリ内の用語検索機能を用いて記事を検索/閲覧できること。
7. 利用者は任意の配信記事に対して、お気に入り登録ができること。

### iv. ポイント付与・利用機能

1. 委託者が、利用者へのポイント付与対象となる行動を設定できること。
2. アプリ機能で確認可能な利用者の下記の行動が、委託者の指定するポイント付与対象の行動である場合、ポイントの付与ができること。
  - a. 委託者が任意に設定した歩数以上の歩行
  - b. ライフログデータの入力 体重、睡眠時間、体温、血圧、血糖値、食事管理
  - c. 特定健康診査の受診
  - d. 特定健康診査の指定の検査判定値
3. アプリ内で獲得したポイントを使用して、利用者が応募し、委託者と受託者が協議の上、インセンティブ交換ができること。
4. インセンティブ交換に必要なポイント数を、利用者がアプリ内で確認できること。
5. 利用者が、保有するポイント数、ポイントの獲得・利用履歴をアプリ内で確認できること。また、ポイントに有効期限を持たせることが可能であること。

### v 食事管理機能

1. 利用者は、朝食、昼食、夕食、間食などの摂食タイミングを自ら分けて記録ができること。

2. 利用者は、食事内容の記録を手入力することなく、写真データのアップロードによる記録ができること。
  3. 写真データのアップロードは、アプリ内カメラでの撮影、または端末のカメラロール（アルバム）からの選択、のいずれかによってできること。
  4. 利用者が入力する下記身体情報を考慮した栄養素摂取基準を自動計算し、アプリ内で表示できること。 生年月日、性別、身長、体重、身体活動レベル（低い/普通/高い）
  5. 栄養素算出基準は、「令和6年10月「日本人の食事摂取基準（2025年版）」」に基づいた算出根拠とすること。
  6. 利用者がアップロードした食事写真から AI（人工知能）が料理及び食材情報を表示できること。また、利用者は表示された料理及び食材情報に対して、修正・追加ができること。
  7. 料理及び食材情報を解析し、利用者が結果を理解しやすいように、アドバイス等の情報を表示・記録すること。
  8. 記録された1日の栄養素をグラフで表示できること。
  9. 利用者は、表示されたグラフにおいて、身体情報に基づく理想値との比較結果を確認できること。
- vi. 利用者へのサポート機能
1. 利用者向けのアプリ使用や機能に対する問い合わせフォームを用意すること。
  2. 利用者が、「よくある質問・回答」をアプリから閲覧できること。
- vii. 広報業務
1. 本事業の参加者・利用者を増やし、事業効果を最大化させるために必要な広報業務を行うこと。
  2. 委託者が保有する媒体、施設等で本事業のプロモーションを行う際には、より効果的となるよう、受託者は登録促進プロモーションの企画、チラシ・ポスター等のデザイン・素材データの作成等の支援を行うこと。
- viii. 問い合わせ対応業務
1. 受託者は、委託者および利用者からの問い合わせに対応する問い合わせフォームを設置すること。
  2. 問い合わせフォームはコールセンター、メールフォームを用意すること。
  3. 各問い合わせフォームの対応時間は以下の通りとする。  
コールセンター:平日 9:30-17:30 まで(メンテナンス、年末年始 12/30-1/3 除く)  
メールフォーム:24 時間 365 日受付、1 営業日以内に返信を行う
- x. その他の業務
1. 受託者は、委託者に対し、アプリ利用者数の増加につながる取り組みのアドバイス等、必要な支援を行うこと。
  2. 登録者数（前定例会時の報告比）、継続利用者率（前定例会時の報告比）、年代別登録

者数、登録者の性別分布等の最新の状況を報告すること。

3. 委託者と受託者にて打ち合わせを行う際は、事業実施場所または WEB でのリモート開催とし、必要に応じて実施方法を協議すること。

4. 受託者は、委託者に対し、問い合わせ内容およびその対応を報告すること。

#### (4) 管理機能要件

管理機能として、アプリで収集した利用者のデータを委託者が閲覧可能で、かつ CSV 形式でダウンロードができるツールを提供すること。

## ② 特定健診受診勧奨業務

レセプト等データを用いた精度の高いデータベースを構築し、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。また、これらを活用し、対象者の特性を考慮した効果的な通知書を作成、送付し、当該勧奨業務の後、効果測定用の提供データを用いて効果の検証を実施すること。

### (1) 精度の高いデータベースの構築

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月 1 回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、学術機関等の第三者により定量的に評価されていること。

エ 医薬品添付文書や診療ガイドラインなどの文献を元に作成した根拠のある紐づけ用マスタを用いて、レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出ができる技術を活用した精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

オ 上記が実現できる理由を合理的に説明できる処理方法を採用していること。

### (2) 特定健診受診勧奨候補者リストの作成

ア 構築したデータベースを用いて、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。

イ レセプト、健康診査データを基に、特定健診対象者を、過去 3 年の特定健診受診状況、健診検査値の重症度、生活習慣病の投薬歴の有無等により分析し、インタビュー調査等を基にした健康意識や行動特性等のセグメント別に異なる 4 つ以上のグループに分類すること。

### (3) 通知書による受診勧奨

ア 予定数量

9,000 通

イ 実施回数

2 回

ウ 通知書の内容

通知書の内容は、健診対象者の個別特徴・価値観を加味した個別最適なものとし、合計4種類以上作成する。

なお、生活習慣病の投薬歴がある者に対しては、当該対象者が通院する医療機関が個別健診対応機関である旨、及び当該医療機関名を記載し、個別健診の受診率向上に資する内容とすること。

エ 通知書の様式

通知物は、内容が確実に保護され、かつ開封しやすい圧着形式（A4サイズ、見開きA3サイズ）とし、フルカラー印刷とする。

オ 通知書の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者の提供データを基に受注者が差込印刷するものとする。

カ 通知書の校正

受注者は、通知書のデザイン案を発注者に提供し、発注者は、校正の確認を行う。なお、委託者の要望による修正（デザイン変更等）は3回までとし、誤植等の受託者責任による修正は回数に含めない。

キ 通知書（副）納品

受注者は、各対象者個人に通知書発送後速やかに、発注者に対し対象者に送付した通知書（副）を納品する。

ク 通知書の発送代金

通知書の送料は提案金額に含むものとする。

(4) 効果測定

受注者は、効果測定用の発注者の提供データを用いて、受診勧奨後の特定健診受診率の推移、各セグメントの効果等を調査し、報告書としてまとめたうえで、令和9年3月末までに発注者に納品する。なお、効果測定結果を基に、令和9年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案するものとする。

(5) その他受診率向上に資する付帯的な提案

事業実施にあたって、PHRアプリを活用した勧奨方法を提案すること

(6) 成果物

次のものを成果品として提出すること。

1. 候補者リスト（電子データ（Excel形式））
2. 通知者リスト（電子データ（Excel形式））
3. 通知書（副）（電子データ（PDF形式））
4. 効果測定報告書（電子データ（PowerPoint形式、Excel形式））

### ③ データヘルス計画中間評価データ分析業務

#### (1) 業務内容

##### 1. データ分析・整理

生活習慣病関連医療費や特定健診・特定保健指導の実施状況、現計画に盛り込まれている個別事業の効果などを分析する。

##### 2. 現計画の中間評価支援

現計画の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、データ分析・整理の結果を踏まえたうえで、見直すべき保健事業や評価指標について助言を行う。

##### 3. 中間評価報告書の作成

1. 2. を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に中間評価報告書を完成させ納品すること。作成にあたっては、本市と連携のうえ作成すること。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受注者は、本市と協議のうえ柔軟に対応することとする。なお、委託者の要望による修正は3回までとし、誤植等の受託者責任による修正は回数に含めない。

#### (2) 成果物

次のものを成果物として提出すること。

1. 医療費等分析報告書（生活習慣病関連医療費、健診・保健指導の実施状況等の分析結果を含むもの）
2. 中間評価報告書（事業評価をまとめた冊子）
3. 作成にあたり発生する各種データ等

#### 4. 一般事項

- (1) 受託者は、個人情報保護に万全を期すため JIS Q 15001 に基づく個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用を行う専任の組織を配置すること。また、情報セキュリティ管理に万全を期すため、情報セキュリティ管理体制の構築・運用を行う専任の組織を配置すること。
- (2) インシデント発生時は、発生から 24 時間以内に第一報を行い、その後、原因分析および恒久対策を記載した報告書を 3 営業日以内に提出すること。
- (3) 委託者との打合せ等は、必要に応じて受託者が書面にてとりまとめ、両者が一通ずつ保管することとする。
- (4) 当事業は特別交付金を活用した事業であるため、交付金申請の際は委託者の求めにより必要な支援を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令等により義務づけられている事項並びに業務の遂行上当然必要と認められる事項及び軽微な変更などは業務上当然必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。